

議題2 現計画（あんジョイプラン9）の概要について

1 計画の根拠

いずれの計画も法律の規定により、市町村に策定義務があります。

（1）老人福祉法第20条の8（市町村老人福祉計画）

（2）介護保険法第117条（市町村介護保険事業計画）

2 計画の目的

高齢社会が進展する中、高齢者が健康で生きがいを持ち、また介護が必要となっても住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを推進するよう、高齢者福祉、介護保険、高齢者の生きがいづくりや社会参加、高齢者の居住環境整備等各種の施策を総合的効率的に実施する計画を策定することを目的としています。なお、あんジョイプラン9では8同様「健康で生きがい・ふれあい・安心を育むまち」を基本理念に設定しました。

安城市における高齢福祉政策、介護保険政策の基本方針を定めた事業計画です。

3 あんジョイプランの進捗管理

本編第4章「施策・個別事業」、第5章「介護保険事業の運営」、第6章「施設整備計画」について、年度当初に前年度の目標に対する実施状況を取りまとめ、介護保険運営協議会に報告し、外部委員（安城市介護保険・地域包括支援センター運営協議会）との意見交換を行っています。

また、庁内の関係部局及び社会福祉協議会で構成する「健康とやすぎ推進本部」においても、進捗管理を行っています。

4 あんジョイプラン9の体系及び重点施策

現計画では、基本理念を実現するため、基本目標を設定し、それぞれの基本目標に対応する施策を体系づけて、事業を推進しています。

さらに、施策のうち、重点的に対応していくもの4項目を重点施策として定め、高齢者福祉施策を運営しています。